



# 鳥取県公報

平成14年6月3日(月)

号外第91号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(321)(経営支援課) ..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第321号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成14年6月3日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年6月3日

鳥取県知事 片山善博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前														
<p><b>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th><th>上乗せする率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>略</b></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超えるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.475パーセント</td></tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	<b>略</b>		市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超えるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント	<p><b>2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th><th>上乗せする率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>略</b></td><td></td></tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超えるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.475パーセント</td></tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超えるものに限る。)を年0.525パーセントの割合で交付する場合</td><td>年0.525パーセント</td></tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	<b>略</b>		市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超えるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超えるものに限る。)を年0.525パーセントの割合で交付する場合	年0.525パーセント
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率														
<b>略</b>															
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超えるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント														
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率														
<b>略</b>															
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超えるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント														
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超えるものに限る。)を年0.525パーセントの割合で交付する場合	年0.525パーセント														

2 平成14年6月3日 月曜日

鳥 取 県 公 報

(号外)第91号